

県営彦根中部通信地区土地改良事業（かんがい排水事業）における事業費の負担区分の予定および地元負担の予定基準

1 事業費および事業費の負担区分の予定

(1) 県営事業費 165,240 千円 （令和7年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。）

(2) 負担区分の予定

国庫負担	県負担	彦根市負担	豊郷町負担	地元負担
50%	32%	15.3%	2.7%	0%

2 土地改良法第91条の規定による市町負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の彦根市および豊郷町は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第6項の規定により、当該市町が負担する負担金を滋賀県に対して負担する。

3 負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、毎年度事業費に応じて、当該年度とする。